

## 大分県産業科学技術センター公的研究費不正防止計画

平成 26 年 12 月 10 日

大分県産業科学技術センター「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に関する規程（平成 26 年 12 月 10 日施行）第 5 条に基づき、不正防止計画を下記のとおり定める。

今後、この計画に基づいて公的研究費の不正防止に取り組み、実施状況を検証しながら、不正を発生させる要因の把握と対応策の検討を進めて行くこととする。

### 1. センター内の責任体系の明確化

センター長を最高管理責任者とし、総括管理責任者、コンプライアンス推進責任者・副責任者、防止計画推進部署、内部監査の体系を整備し、責任を明確にする。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 研究活動上の不正行為防止に関する規程等を整備し、適正な運営・管理に努める。
- (2) 研究費の使用ルールのマニュアル化により、適切な運用に努める。
- (3) 公的研究費の使用に関する行動規範に基づき、適正な業務遂行に努める。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

- (1) 職員に対するコンプライアンス研修等を実施し、不正防止に向けた意識の醸成を図る。
- (2) 内部監査を年 1 回実施し、改善を要する事案については直ちに対策を講じ、最高管理責任者に報告する。

### 4. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の運営管理体制等について、センターのホームページに掲載するとともに、事務処理手続き、使用に関するルール等についての相談窓口や不正行為等に関する通報窓口をセンターのホームページに開設し、その浸透に努める。

### 5. モニタリングのあり方

コンプライアンス推進副責任者に研究費の支出状況等の定期的なモニタリングを義務付け、その実施状況をコンプライアンス推進責任者に報告させることで、不正防止の監視体制を構築する。